

認知症サポート事業所推進事業実施要綱

1 趣旨

高齢化の進展に伴い増加している認知症の人とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域全体で認知症に対して正しい知識を持ち、見守り等により支えていくことが必要である。

そこで、認知症の正しい理解と適切な対応に努める事業所を認知症サポート事業所として登録、ステッカーを交付し、その取組を評価することにより、事業所の取組を支援するとともに他の事業所への波及を図る。

2 実施主体 山梨県

3 対象

県民の日常生活に密接に関係する事業所（小売・飲食・交通・理美容・金融・旅館・運送・公共サービス等）

4 登録基準

認知症サポート事業所の登録基準については、次のとおりとする。

(1) 「認知症サポーター」(※)である従業員が、1名以上在籍している事業所。

※認知症サポーター養成講座を受講した者をいう。

※医療・介護職対象の認知症対応力向上研修修了者も認知症サポーターとみなす。

(2) 認知症の人とその家族への見守りや支援について、取り組みを実施していること。

(3) ただし、次のいずれかに該当する場合は登録しないものとする。

ア 事業所及び事業所の役員等が、次の事項のいずれかに該当する場合

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 自己、自法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令に違反する重大な事実がある場合

5 登録手続き

登録に関する手続きは、次のとおりとする。

(1) 登録を希望する事業所は、様式1により県に登録を申請する。

なお、申請は原則として事業所単位とするが、当該企業等が一括して申し込むこともできる。

(2) 県は、申し込みを受けたときは、内容を審査し、基準を満たす場合には登録することとし、登録証とステッカーを事業所に交付するとともに、ホームページにて公表する。

(3) 登録を受けた事業所が、登録内容を変更しようとする場合には様式2、辞退する場合には様式3により県に届け出る。ただし、従業員数や認知症サポーター数(0となる場合を除く)の変更はこの限りではない。

(4) サポート事業所の取り組みが、事業の趣旨と異なる場合には、県は登録を取り消すことができる。

6 その他

(1) 県は、認知症サポート事業所に対し、登録内容の確認や取り組み支援のため、必要な助言・指導を適宜行うこととする。

(2) 認知症サポート事業所は、当事業の理解及び協力が得られるよう、引き続き「認知症サポーター」の養成等に努めることとする。

(3) この要綱に定めるものの他、事業の実施に関して、必要な事項は別途定めることとする。

附則

この要綱は、平成29年10月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月12日から施行する。